

令和5年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目		次	
問題1（択一式）	1	頁
問題2（択一式）	9	頁
問題3（択一式）	21	頁

(令和5年度)

問題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 農業農村整備事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備事業は農業を支援するため、農業用水の確保、営農条件の改善、農村の環境整備などを行っている事業の総称である。
- 2 農業農村整備事業で実現を図る「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」は、食料・農業・農村基本法で基本理念として掲げられている。
- 3 農業農村整備事業は、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる国づくりを推進することを目的としている。
- 4 農業農村整備事業のうちの農業生産基盤整備に係る事業について、土地改良長期計画で計画期間内の目標及び事業量を定めている。

(問2) 食料・農業・農村基本計画に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

(A)と(B)を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、(C)と(D)を図ることが、基本計画の課題である。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	食料政策	地域政策	農業生産性の向上	食料安全保障の確立
2	産業政策	地域政策	食料自給率の向上	食料安全保障の確立
3	産業政策	農業政策	農業生産性の向上	望ましい農業構造の確立
4	食料政策	農業政策	食料自給率の向上	望ましい農業構造の確立

(問3) 土地改良事業の効果に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 食料の安定供給の確保に関する効果として、作物生産効果が挙げられる。
- 2 農業の持続的発展に関する効果として、都市、農村交流促進効果が挙げられる。
- 3 農村の振興に関する効果として、品質向上効果が挙げられる。
- 4 多面的機能の発揮に関する効果として、耕作放棄防止効果が挙げられる。

(問4) 農業水利施設に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 水田地帯でのかんがい施設の整備では、水利用の再編整備などにより、安定的な用水供給と地域全体への公平な用水配分が図られる。
- 2 水田地帯でのかんがい施設の整備では、水源施設の整備により、必要な用水量が安定的に確保され用水不足が解消される。
- 3 畑地帯でのかんがい施設の整備では、必要な用水を供給することにより、土地生産性及び労働生産性の向上に資することを目的とする。
- 4 畑地帯でのかんがい施設の整備では、農作物を湿害から守り、災害の未然防止又は軽減により農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。

(問5) 農地防災事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 機能低下したため池を整備することにより、決壊や崩壊を防ぎ、下流の農地を守るとともに、宅地や公共用施設の被害も防止する。
- 2 作物の生育に必要な用水などを貯留・取水・分水する施設を整備することにより、農用地の被害を防止するとともに、宅地等の浸水も防止する。
- 3 地すべりによる農地等の被害を防止することにより、国土の保全と安全な生活環境の実現を図る。
- 4 農業水路の用排分離や水質浄化施設の整備等を行うことにより、水質汚濁による農業被害を防止するとともに、地域の生活環境を保全する。

(問6) 農業水利施設のストックマネジメントに関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 スtockマネジメントとは、施設の機能保全を適切に実施し施設の有効活用や長寿命化を図ることである。
- 2 スtockマネジメントによるライフサイクルコストの低減は、標準耐用年数を念頭に損傷した箇所が増加した時点において、地区全体を更新することで可能となる。
- 3 スtockマネジメントとは、施設の供用年数により計画的に対策を実施することであり、施設の機能診断を行う必要はない。
- 4 スtockマネジメントとは、地区全体を一体的に更新整備することにより、効率的な施設の機能保全を図ることである。

(問7) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業用排水施設の新設、管理又は変更は土地改良事業であるが、農業用排水施設の廃止は、農業生産性の向上とはならないことから土地改良事業ではない。
- 2 区画整理では、土地の区画形質を変更する事業とこれに附帯する農用地の造成の工事の施行とを一体として実施することができる。
- 3 災害復旧は、農用地や土地改良施設を被災前の現状に復する事業であることから、津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のための事業は含まれない。
- 4 客土、暗渠排水のような農用地の改良又は保全のために必要な事業は、土地改良施設を対象としていないので土地改良事業ではない。

(問8) 土地改良事業の基本的要件に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 土地改良事業の施行に係る地域の生活環境の改善を図るため、その土地改良事業が必要であること。
- 2 土地改良事業の全ての効用がその全ての費用を償うこと。
- 3 土地改良事業の受益者負担金が、農業経営の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えないこと。
- 4 土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること。

(問9) 土地改良区に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 土地改良区は、都道府県知事の認可によって設立し、法人格を取得するが、当該都道府県知事の公告があるまでは、第三者に対抗することができない。
- 2 土地改良区は、定款の定めるところにより、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とすることができる。
- 3 施設管理准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会又は総代会に出席して意見を述べることができる。
- 4 土地改良区は、地区内の土地改良事業と有機的関連のある附帯事業を行う場合には、総会又は総代会の議決を経ることにより定款に記載する必要はない。

(問 10) 土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良区を設立して土地改良事業を実施しようとするときは、あらかじめ計画の概要を公告し縦覧に供して地域住民の意見聴取を行わなければならない。
- 2 国又は都道府県は、土地改良事業の申請があったときは、当該土地改良事業の適否を決定して、その旨を公告しなければならない。
- 3 土地改良区は、農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うこととして申請することができる。
- 4 埋立て又は干拓事業については、申請によらないで国又は都道府県の発議によって事業を行うことができる。

(問 11) 土地改良事業の費用負担に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業の農業者負担分は、土地改良区に支払う方法のほか、都道府県に直接支払う方法に限られている。
- 2 国営土地改良事業の農業者負担分は、事業完了後年賦償還することとされていることから、株式会社日本政策金融公庫の融資対象としていない。
- 3 都道府県営土地改良事業の農業者負担分は、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 4 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象に行われる都道府県土地改良事業については、農業者の負担はない。

(問 12) 土地改良財産の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業で造成されたダム、頭首工、水路等の工作物その他の物件は、土地改良財産である。
- 2 国営土地改良事業のために取得した土地及び権利は土地改良財産となるが、立木及び工作物は滅失することから土地改良財産とはならない。
- 3 国営土地改良事業で取得した土取場、土捨場、資材置場及び工事用道路は、土地改良財産であり公共用財産である。
- 4 国の補助事業として行われる都道府県営土地改良事業及び団体営土地改良事業で造成された工作物その他の物件は、土地改良財産となる。

(問 13) 土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産の管理及び処分について、土地改良法及び土地改良法施行令に定めがないものは国有財産法の定めるところによる。
- 2 土地改良財産を管理又は処分するため、農林水産大臣は国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに土地改良財産台帳を備えることとされている。
- 3 土地改良財産について、公共用財産は農林水産大臣が管理又は処分するが、普通財産は財務大臣と協議して管理又は処分することとされている。
- 4 土地改良財産の管理及び処分に係る農林水産大臣の権限の一部について、土地改良法等に基づき地方農政局長等に分掌されている。

(問 14) 土地改良財産の他の法令による管理との関係に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産である農業用排水施設について、河川管理施設との兼用工作物となる場合には、管理の方法、費用負担の方法等を河川管理者と協議する必要がある。
- 2 土地改良財産である干拓堤防について、海岸法に基づく海岸保全区域の指定により海岸保全施設となった場合には、原則として総務大臣に所管換する。
- 3 土地改良財産である水路、堤防等の施設について、河川法による河川の指定が行われた場合には、原則として国土交通大臣に所管換する。
- 4 土地改良財産である農業用道路について、道路法による路線の認定を受けた場合には、原則として道路法に基づき道路管理者に譲与する。

(問 15) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 直轄管理は、国営造成施設のうち大規模なダムその他のえん堤等の施設で、高度な公共性を有するとして農林水産大臣が指定したものに限られる。
- 2 基幹的な国営造成施設以外の施設については、用途を廃止したときは国に返還することを条件に、土地改良区、地縁団体に譲与することができる。
- 3 国営造成施設の管理受託者は、受託に係る施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない義務がある。
- 4 国営造成施設の管理受託者は、受託に係る施設の管理に必要な費用を負担するが、管理によって生ずる収入は国に帰属することとされている。

(令和5年度)

問題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地改良補償要綱第2条に規定する土地等の語句の定義等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等とは、土地、土地収用法第5条に掲げる権利、同法第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れきをいう。
- 2 土地等の取得とは、土地、土地に定着する物件等の取得及び土地収用法第5条に掲げる権利を消滅する場合も含まれる。
- 3 土地収用法第7条に掲げる土石砂れきには、採掘により土地から分離され動産の形態をなしているものも含まれる。
- 4 権利とは、民法その他の法律により権利として認められているもののほか、永年にわたって反復継続して営まれている実態から社会通念上権利として認められる程度までに成熟した慣習上の利益を含むが、単なる反射的利益を享受している場合は含まれない。

(問2) 土地改良補償要綱第8条に規定する土地の補償額算定の基本原則及び同第9条に規定する土地の正常な取引価格に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該土地と当該建物その他の物件を一体評価した正常な取引価格で補償する。
- 2 土地を取得する事業の施行が予想されることによって当該土地の取引価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がないものとしての当該土地の正常な取引価格によって補償する。
- 3 正常な取引価格を定める場合においては、土地所有者がその土地に対して有する主観的な感情価値及び土地所有者又は特定の第三者がその土地を特別の用途に用いることを前提として生ずる価値は考慮しない。
- 4 取得する土地の正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地の価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。

(問3) 土地改良補償要綱第11条から同第14条に規定する土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 使用貸借による権利に対する補償は、当該権利が賃借権であるものとして算定した正常な取引価格と同程度とする。
- 2 占有権に対しては、その占有期間が20年を超える長期のものについては補償の対象とする。
- 3 補償の対象となる所有権以外の権利の種類としては、地上権、永小作権、地役権の他抵当権及び質権等の権利であるが、入会権は権利者の特定が不明確なため補償の対象にはならない。
- 4 取得する土地に地上権、永小作権又は地役権が設定されている場合は、当該権利を消滅させるものとして、その補償額は近傍類地の同種の権利の正常な取引価格を基準として算定する。

(問4) 土地改良補償要綱第18条に規定する漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 漁業権等の消滅とは、事業の施行により当該権利等に係る漁場の全部又は一部について漁業権等の行使ができなくなることをいう。
- 2 消滅させる漁業権等に対しては、当該権利を行使することによって得られる平年の純収益を資本還元した額を基準として、当該権利に係る水産資源の将来性等を考慮して算定した額を補償する。
- 3 平均年間純収益は、豊凶の著しい年を除いた評価時前3か年ないし5か年の平均魚種別漁獲量に魚価を乗じて得た平均年間総漁獲額から、平均年間自家消費額を控除して得た額とする。
- 4 平均魚種別漁獲量には、漁業権等を消滅させる地域における実情を調査して、統計及び税務申告書等の資料を参酌して定めるものとし、自家消費に当てられたものを含む。

(問5) 土地改良補償要綱第22条、同第23条及び同第23条の2に規定する土地等の使用に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地を使用する権利としては、土地の使用貸借契約に基づく権利及び土地の賃貸借契約に基づく権利等があり、地役権は土地を使用する権利ではない。
- 2 施設の設置に伴い、土地の空間又は地下の一部を長期間使用する場合の補償方法は、当該土地の正常な取引価格に使用料率を乗じて得た額を一時払いとして補償する。
- 3 土地を使用する場合において、その使用期間が5年を超えるときは、当該土地の所有者から取得の請求がなくても当該土地を取得しなければならない。
- 4 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃に、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とする。

(問6) 土地改良補償要綱第26条に規定する建物等の移転料に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物等の移転に伴い木造の建築物に代えて耐火建築物を建築する等の建築基準法その他の法令の規定に基づき必要とされる既設の施設の改善に要する費用は、当該建物所有者の請求により移転料に加えて補償する。
- 2 建物の移転工法における改造工法は、建物の一部を切り取っても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められる場合又は建物を再現する必要がないと認められる場合に認定する工法である。
- 3 建物の移転工法における再築工法に構内再築工法があるが、この工法は、残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する工法である。
- 4 建物の移転工法としては、再築工法、曳家工法、改造工法、復元工法及び除却工法があるが、建物の構造及び用途により移転工法が異なるので、当該建物に最適な移転工法を認定し、次に通常妥当と認められる移転先を選定する。

(問7) 土地改良補償要綱第29条に規定する動産移転料に関する記述のうち、適当なもの
はどれか。

- 1 土地等の取得又は使用に伴い移転する動産の移転料については、通常妥当と認められる移転先に通常妥当と認められる移転方法によって移転に要する費用を補償するものであるが、取扱いの困難な動産については特殊経費を加算することができる。
- 2 移転対象となる動産は、屋内動産と一般動産に分けられ、屋内動産は、品目、形状、寸法、容量、重量等を調査し、一般動産は建物の占有面積及びその収容状況を調査して、一般貨物自動車の運賃により算定する。
- 3 屋内動産とは、居住用家財、店頭商品、事務用什器、据付けをしていない機械器具又は金庫その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なものをいう。
- 4 土地等を使用する場合で、使用終了後に従前地に移転する動産に対する補償の額は、当該土地等の使用前に補償した動産の移転料と同額として、当該土地等の使用終了後に契約を締結して補償する。

(問8) 土地改良補償要綱第35条に規定する移転雑費に関する記述のうち、不適当なもの
はどれか。

- 1 土地等の取得に伴い建物を移転する場合で、当該建物について表示登記及び保存登記がなされているときは、移転後の建物に係る表示登記及び保存登記に要する費用を補償する。
- 2 土地等の取得に伴い建物を移転する場合で、当該建物について表示登記はされているが保存登記がされていないときは、移転後の建物に係る表示登記に要する費用を補償する。
- 3 土地等の取得に伴い建物を移転する場合で、当該建物について表示登記がされていないときは、移転後の建物の登記に要する費用は補償しない。
- 4 土地等の取得に伴い建物を移転する場合で、移転後の建物に係る登記費用は補償対象となるが登録免許税額は補償の対象としない。

(問 9) 土地改良補償要綱第 37 条に規定する用材林及び薪炭林の立木の伐採補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 薪炭林の台木については、将来の各伐期における推定純収益の前価合計額を補償する。
- 2 伐期未到達立木であって、市場価格のない天然生林については、伐期における当該立木の価格の前価額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 3 伐期未到達立木であって、市場価格のない人工林については、現在までに要した経費の後価合計額から、現在までの収益の後価合計額を控除した額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 4 伐期未到達立木であって、市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額から、当該立木の現在価格を控除した額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額を補償する。

(問 10) 土地改良補償要綱第 38 条に規定する果樹等の収穫樹の伐採補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 果樹等の収穫樹を伐採するときは、当該立木の正常な取引価格と伐採除却に通常要する費用相当額との合計額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 2 取引事例がない果樹等の収穫樹で未収益樹を伐採するときは、伐採後の残存効用年数に対する純収益の前価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 3 取引事例がない果樹等の収穫樹で収益樹を伐採するときは、現在までに要した経費の後価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 4 果樹等の収穫樹を伐採するときは、伐採した果樹等の収穫樹を廃材として処分する費用は補償しない。

(問 11) 土地改良補償要綱第 39 条に規定する竹林の補償及び第 39 条の 2 に規定する庭木等の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 取引事例のない竹林を伐採するときの補償は、当該竹林の残存効用年数に対する純収益の前価合計額と伐採除却に通常要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額とする。
- 2 鑑賞上の価値又は防風、防雪その他の効用があると認められる庭木等を伐採するときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額とする。
- 3 建物等敷地の取得により残地に庭木等が存することとなる場合において、建物等の移転に伴い当該庭木等を移転することが相当であると認められるときは、当該庭木等を移転するのに要する費用を補償する。
- 4 防風、防雪等の効用を有する庭木等を伐採するときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格に代えて、当該効用を代替する工作物の設置に通常要すると認められる費用相当額とすることができる。

(問 12) 土地改良補償要綱第 44 条に規定する農業休止の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の使用に伴い通常農業を一時休止する必要があると認められるときは、休止期間中の固定的経費と休止期間中の所得減を補償する。
- 2 農業休止の補償における休止期間中の固定的な経費とは、公租公課、施設の減価償却費等であり、公租公課には固定資産税、自動車税のほか所得税及び登録免許税も含まれる。
- 3 農業休止の補償における休止期間中の所得減の算定方法は、休止前の所得相当額から休止後においても得られる予想所得相当額を控除する。
- 4 所得相当額は、農業粗収入から農業経営費を控除した額となるが、農業経営費には自家労働の評価額は含まれない。

(問 13) 土地改良補償要綱第 5 2 条に規定する土地等の返還に伴う補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 使用する農地を原状に回復することが必要と認められる場合において原状回復に通常要する費用は、水利施設の復旧費、客土費及び一定期間の肥料費等であるが、収益が回復するまでの収益減少額は補償しない。
- 2 使用する農地の原状回復に通常要する費用は、水利施設の復旧費、客土費及び一定期間の肥料費等従前と同程度の生産能力を有する農地に復するための費用合計額となるため、当該農地の正常な取引価格を超えることもある。
- 3 使用する農地を原状に回復することが必要と認められる場合において原状回復に通常要する期間は、水利施設の復旧工事及び客土工事に要する期間に加え、施肥等による地味の回復及び作付適期に作付けできないことを考慮した期間とする。
- 4 使用する農地を原状に回復することが困難として返還時の現状のまま引き渡すときは、当該農地の形質変更等によって生ずる損失を適正に算定することとなるため、使用終了後の返還時に算定し形質変更に伴う補償契約を締結して補償する。

(問 14) 土地改良補償要綱第 5 3 条に規定する立毛補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 使用に係る農地に農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額から当該農地の引渡時までに投下した農業経営費を控除した額を補償する。
- 2 粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除いた当該立毛の評価時前 3 か年間の平均収穫量に当該立毛の市場価格を乗じて得た額とする。
- 3 農業経営費は、肥料費、諸材料費、防除費、建物費、農具費、労働費、公租公課、借入資本利子及びその他の経費となり、労働費には雇用労働費と自家労働費があるが雇用労働費のみ計上される。
- 4 使用する農地に立毛がない場合で、農作物を作付けするために既に費用を投下したときは、投下した種苗費、肥料費、耕うん、整地その他の労働費を補償の対象とする。

(問 15) 土地改良補償要綱第 5 7 条に規定する隣接土地に関する工事費の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 隣接土地に関する工事とは、事業の施行により隣接する土地を従前の用法による利用価値を維持するために必要となる通路、みぞ、かき、さく等を設置する工事をいう。
- 2 隣接土地とは、土地の一部を事業の用に供することにより従前の利用が不可能となった残地も含まれる。
- 3 隣接土地に関する工事費については、当該工事を必要とする者の要求により、その費用の全部又は一部を補償する。
- 4 事業の施行により生ずる騒音等を防止するための工事は、本条の隣接土地に関する工事からは除かれる。

(問 16) 公共補償基準要綱第 4 条に規定する補償の方法に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 法令の規定により現物補償とすることが命ぜられた場合とは、道路法第 22 条及び河川法第 18 条等の規定により工事の施行を命ぜられた場合等をいう。
- 2 公共補償は、金銭をもってするのが原則であるが、公共事業に係る工事の施行上現物補償とすることが技術的、経済的に合理的と認められる場合は、現物補償によることができる。
- 3 既存公共施設等の機能回復に当たって、工事等を請負に付し入札手続をとる場合においては、機能回復に要する工事等の設計額と請負額に差金が生じたとしても、金銭渡し切り補償の原則に基づき精算は行わない。
- 4 現物補償の場合において、公共事業の起業者は、現物補償に係る工事を完了したときは、直ちに当該工事に係る公共施設等をその管理者となるべき者に引き渡さなければならない。

(問 17) 公共補償基準要綱第 7 条に規定する土地代に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物等の公共施設等の合理的な建設地点又は合理的な移転先については、廃止又は休止する敷地の総価額を標準として、当該施設の有する収益性を考慮して、従前地と同等と認められる地点を選定する。
- 2 公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するために要する費用を補償するときは、公共補償基準要綱に基づいて算定した正常な取引価格をもってする。
- 3 既存公共施設等の機能回復を行なう場合で道路又は鉄道の公共施設の建設地点又は移転先については、当該施設の利用者の利便性を考慮して、技術的に可能と認められる地点を選定する。
- 4 既存公共施設等が土地に関する所有権以外の権利に基づき設置されている場合において、所有権以外の権利で同種又は類似の権利を取得することがきわめて困難な場合には、所有権の取得に要する費用を補償することができる。

(問 18) 公共補償基準要綱第 18 条に規定する工事の施行に伴う一時的な行政需要の増大に対する費用の負担に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 行政需要の増大に対する費用の負担ができるための必要な要件の一つとして、財政支出は、当該行政需要を充足するために必要な公共施設の建設等の費用に限定される。
- 2 一時的な行政需要の増大に対する費用を負担することができる場合とは、公共事業の工事期間中に限り、当該工事により流入する労務者等の一時的な人口増加に伴い、小中学校、診療所等を充足するための費用を負担する場合等をいう。
- 3 公共事業の施行に当たり地方公共団体が積極的に協力し、用地取得が著しく早められると認められる場合には、それらに要する用地取得費、会議費、会場借上費等の費用を負担することができる。
- 4 公共事業の起業者は、地方公共団体が当該公共事業の行政需要を充足するために必要な公共施設を建設する等の財政支出をするときは、これらの措置をとるために必要な費用の全てを負担することができる。

(問 19) 事業損失の類型に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 侵害の性質による類型には、積極的侵害によるものとして、相手が享受していたものを享受できないようにしたときと、消極的侵害によるものとして、与えるべきでないのに与えたときとがある。
- 2 原因による類型には、当該事業の性格が社会的に好まれないもの、建設工事がもたらすことによるもの及び当該事業の活動や施設の形状によって生ずるものがある。
- 3 結果による類型には、土地、家屋等の物件の損傷又は交換価値の低落、営業収益等の得べかりし利益の喪失、肉体的又は精神的な苦痛、障害による損害等がある。
- 4 発生状況による類型には、例えば、交通騒音、日照阻害等のように継続的に発生するものと、工事中に生ずる騒音、振動、水質汚濁等のように一時的に発生するものがある。

(問 20) 事業損失の受忍限度の判定に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 公共施設の建設工事の施行又は設置そのものが建築基準法等による規制又は騒音条例による規制等に合致しているか否かは、費用負担の判定要素とならない。
- 2 損害等の発生を防止するため最善の措置を講じたならば、損害等の発生を回避又は軽減できたであろうと認められる場合で、最善の努力をしなかったため損害等が生じたときは、当該損害等は、受忍限度を超えると推定されている例がある。
- 3 事業損失に係る費用負担の必要性の判定基準が定型化されているもの（中央用地対策連絡協議会理事会決定）として、日照阻害、電波障害、水枯渇、地盤変動による建物等の損害等及び騒音・振動による養鶏の産卵率低下がある。
- 4 損害等を受ける者が当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は受忍限度の判定に重要な要素とならない。

(令和5年度)

問題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題3 土地収用制度及び用地調査等請負業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地収用法の目的及び土地を収用し、又は使用することができる事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等について収用又は使用する場合の要件、手続、効果及び損失の補償等を定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。
- 2 土地等の強制取得に関する法律制度としては、土地収用法のほか、特別法として土地改良法、道路法、河川法、都市計画法、住宅地区改良法、鉱業法、採石法及び森林法等がある。
- 3 事業を施行する上で必要不可欠な工事用道路、土捨場及び資材置場等の設置に関する事業であっても収用適格事業ではない。
- 4 事業主体は、国や地方公共団体に限定されている。なお、営利を目的とする電力会社が行う事業は、その事業の用に供する場合であっても、収用権が認められていない。

(問2) 事業認定の効果に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 事業の認定の告示があった後において新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継したものであっても、関係人に含まれない。
- 2 収用し、若しくは使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、権利取得裁決の時ににおける相当な価格をもとに算定される。
- 3 起業者は、土地所有者及び関係人が受けることができる補償等について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 4 起業者は、事業の準備のため又は土地調書及び物件調書作成のために、土地等に立ち入って測量又は調査をする場合は、関係市町村長の許可を受けなければならない。

(問3) 事業説明会の留意事項に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 事業説明会は、事業予定地内の土地の登記記録で調査の上、その登記上の権利者に対し通知すれば足りる。
- 2 事業の施行を予定する土地と異なる土地の区域によって事業認定の申請をすることは、事前説明会を実施していない事業についての事業認定申請を行うこととなり許されない。
- 3 事業説明会においては、事業の反対活動が暴力化することがあっても、関係権利者からの承諾がなければ説明会を打ち切ることはできない。
- 4 起工を承諾したということは、権利提供の同意があったものとみなされるため、事業説明会の開催案内について通知を行う必要がない。

(問4) 収用又は使用の手続に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 土地所有者及び関係人（過失なくして知ることができない者を除く。以下同じ。）が著しく多数となり、かつ、権利者一人当たりの補償金が僅少であるような通常の想定を超える場合において、起業者は公告縦覧方式により土地調書及び物件調書を作成することができる。
- 2 土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の意義を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。
- 3 土地所有者及び関係人のうちに署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会い及び署名押印を求めなければならない。
- 4 起業者は、土地所有者及び関係人並びに関係市町村長を立ち会わせて上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。

(問5) 収用又は使用の効果に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得する。
- 2 明渡裁決があったときは、土地及び土地にある物件の占有者は、裁決に定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない。
- 3 起業者は、裁決において定められた権利取得の時期又は明渡しの期限までに裁決に係る補償金等の払渡し等をしなかった場合であっても、権利取得裁決はその効力を失わない。
- 4 土地を収用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は当該土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は消滅し、差押え等の効力は失われる。

(問6) 管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行なう者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 2 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある用地調査等業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 3 照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める、又は監督職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(問7) 個人情報の取扱いに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、業務で知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ又は不当な目的に使用してはならないが、業務請負契約が終了し、又は解除された後においては、その責務を免れる。
- 3 個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示し、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を取得しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(問8) 行政情報流出防止対策の強化に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 受注者は、自らの判断により業務の履行に関して取り扱う行政情報を業務の目的以外に使用することができる。
- 2 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合において、再委託先業者に対しては、行政情報の流出防止対策に関する指導を行うことを免除される。
- 3 受注者は、業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに監督職員に対し報告し、発注者が事故の再発防止措置を講ずる。
- 4 受注者は、業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報については、業務の実施完了後又は実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却する。

(問 9) 公共用地境界の打合せ並びに資料の作成及び立会いに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定の方法について管轄する登記所の登記官の指示に基づき打合せを行う。
- 2 公共用地管理者等との打合せが完了したときは、公共用地境界の打合せ結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行う。
- 3 転写連続図その他資料を基に現況測量等を行なうことによつて、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行う。
- 4 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助する。

(問 10) 境界測量及び用地測量の基準点に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 各境界点の測量を行うに当たっては、土地所在図又は用地平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測する。
- 2 用地測量に使用する基準点について基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果を基に検測して使用する。
- 3 基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転又は毀損等が生じているときには、監督職員と協議しなければならない。
- 4 基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置及び座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受ける。

(問 11) 境界立会いの手順に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 境界標識が設置されている境界点については、市町村及び監督職員の同意を得る。
- 2 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によつて、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、図面等を保有する権利者の立場を優先的に作業を行う。
- 3 表示した境界点について関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む）又は金属鋸（頭部径 15mm）等容易に移動できない標識を設置する。
- 4 確認した境界点については、原則として、赤色のペイントを着色する。なお、境界石標等が埋設されているときは、黄色のペイントで着色する。

(問 12) 建物等の移転先の検討に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地としての要件に該当するか否かの検討を行う。
- 2 残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物の推定再建築費は、純工事費によるものとし、配置図、平面図、立面図、屋根伏図及び建築設備位置図を作成する。
- 3 残地を当該建物等の移転先地とすることの検討に当たり、当該請負契約の対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から指示を受ける。
- 4 残地を当該建物等の移転先地とすることの検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、建物等の配置図に対象となるものを明示する。

(問 13) 消費税等の調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の調査は、権利者が国の機関及び地方公共団体等であっても、消費税等相当額の補償の要否については、調査を行う必要がある。
- 2 土地等の権利者等が個人事業者であるときは、消費税等が非課税であるため、補償の要否を判定等するために必要な資料を収集する必要はない。
- 3 過去5か年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、所轄税務署又は関係市町村役場税務担当課の職員の指示を受ける。
- 4 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

(問 14) 保安林解除等申請図書の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 保安林解除等申請図書の作成とは、土地改良事業計画の概要図、公共用地境界確定図書、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書の作成とは、土地改良法、砂防法、森林法及び同法施行規則に規定する保安林解除の手續に要する関係書面を作成することをいう。
- 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に規定する国有林野の使用申請手續に要する関係書面を作成することをいう。
- 4 保安林解除等申請図書は、土地改良法、砂防法、森林法及び同法施行規則並びに国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に定めるところに従うほか、保安林解除等申請図書作成要領及び林野庁職員の指示により行う。

(問 15) 土地評価に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 土地評価とは、取得する土地の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律で定める不動産の鑑定評価は含まない。
- 2 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き、土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施する。
- 3 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる同一状況地域区分図、取引事例地調査表等の資料を作成する。
- 4 取引事例比較法に用いる取引事例は、同一需給圏内において1標準地につき1事例地を収集し、起業地の範囲、同一状況地域の範囲を整理の上調査表を作成する。

